

平成22年

第2回市議会定例会 議案第11号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制
限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制
限の緩和に関する条例（平成5年函館市条例第25号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第4，別表第6および別表第7中

47, 48	主 屋	函館市元町30番地17, 18	を
49-1, 49-2	主屋, 蔵	函館市元町31番地3, 4	

「

47, 48	主 屋	函館市元町30番地17, 18	に
--------	-----	-----------------	---

」

改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に伴い規定を整備するため